

【藤岡市 罹災者へのご案内】

火災、風水害等により、罹災された場合に藤岡市では次のような支援・減免制度等があります。なお、被災状況等により対象とならない場合もありますので、問合せ先（記載の電話番号の市外局番は「0274」です。）にてご確認ください。

※この案内は参考資料のため、手続きのすべてを網羅しているものではありません。

	事項	問合せ先	電話番号
支援	援護物資・見舞金等の交付	福祉課	40-2297
	◎ 生活福祉資金（福祉費）の貸付・見舞金の交付	社会福祉協議会	22-5647
	火災、風水害等における災害廃棄物の相談	清掃センター	24-6875
	◎ 緊急避難先として市営住宅を一時的に使用する相談	建築課	40-2326
減免	◎ 市税（個人の市民税、固定資産税）の減免	税務課	40-2231
	◎ 国民健康保険税の減免	保険年金課	40-2822
	◎ 後期高齢者医療保険料の減免		
	● 介護保険料の減免	介護保険課	40-2292
	● 介護サービス利用料の減免		
免除	● 国民年金保険料の免除	保険年金課	40-2822
証明書等	● マイナンバーカードの再発行	市民課	40-2256
	「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の再発行 （旧：国民健康保険証、旧：後期高齢者医療保険証）	保険年金課	40-2822
	介護保険証の再発行	介護保険課	40-2292
	罹災証明書の発行（住家の風水害等）	税務課	40-2231
	罹災証明書の発行（住家の火災）	藤岡消防署	25-8018
		鬼石消防分署	52-3505
	被災証明書の発行（住家以外の火災、風水害等）	地域安全課	22-7444

※◎・・・「罹災証明書」または「被災証明書」が必要です。

●・・・「罹災証明書」または「被災証明書」が必要な場合と不要な場合があります。